

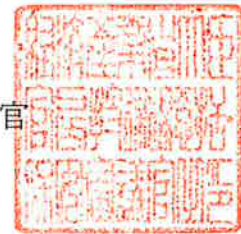
経済産業省

20230310保局第2号

安全管理審査評定等委員会設置要綱（内規）の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



安全管理審査評定等委員会設置要綱（内規）の一部を改正する規程

安全管理審査評定等委員会設置要綱（内規）（20200529保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

(別紙)

安全管理審査評定等委員会設置要綱（内規）（２０２００５２９保局第２号）の一部を改正する規程
新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕

改 正 後	改 正 前
経済産業省大臣官房<u>技術総括・保安審議官</u> 安全管理審査評定等委員会設置<u>要領</u>について 電気事業法第５１条第６項（第５５条第６項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第９４条の２第２項第１号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会設置<u>要領</u>を別紙のとおり定める。	経済産業省大臣官房<u>技術総括・保安審議官</u> 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会設置<u>要領（内規）</u>について 電気事業法第５１条第６項（第５５条第６項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第９４条の２第２項第１号に規定する定期事業者検査の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会設置<u>要領（内規）</u>を別紙のとおり定める。
２．目的 委員会は、電気事業法第５１条第６項（第５５条第６項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>（以下、「使用前自主（<u>定期自主</u>）検査」という。）の実施に係る体制の総合的な評定をし、及び電気事業法施行規則第９４条の２第２項第１号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定めることを目的とする。 ３．所掌業務 委員会は別に定める安全管理審査評定等委員会運営要領に基づき、使用前自主（<u>定期自主</u>）検査の実施に係る体制について、総合的な評定をし、及び	２．目的 委員会は、電気事業法第５１条第６項（第５５条第６項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>（以下、「使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査」という。）の実施に係る体制の総合的な評定をし、及び電気事業法施行規則第９４条の２第２項第１号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定めることを目的とする。 ３．所掌業務 委員会は別に定める安全管理審査評定等委員会運営要領に基づき、使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査の実施に係る体制について、総合的な評定をし、及

改正後	改正前
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会設置要領について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会設置要領を別紙のとおり定める。	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会設置要領（内規）について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検査の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会設置要領（内規）を別紙のとおり定める。
電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める。 4. 組織 委員会は、電力安全課長を委員長とし、同課課長補佐（企画調整担当、電源担当、再エネ担当、送配電担当）及び委員長の指名を受けた電気工作物検査官を委員として構成する。	び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める。 4. 組織 委員会は、電力安全課長を委員長とし、同課課長補佐（企画調整担当、水力・火力担当、電力・保安担当、新エネルギー担当）及び委員長の指名を受けた電気工作物検査官を委員として構成する。